

(参考)

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 環境調査研修所庶務課長 岩山 政史（以下「甲」という。）は、
（以下「乙」という。）と、
「環境調査研修所への太陽光発電電力等供給事業」について下記条項により契約を締結する。

記

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約の各条項を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、別添の仕様書に基づき、甲が使用する太陽光発電由来の電気を供給し、当該施設全体の電力需要量を下回る場合、不足する電力（以下「小売電力」という。）を再生可能エネルギーにより供給する。甲は、乙に対し、その対価を支払うものとする。

(契約期間)

第3条 本契約の期間は、電力供給開始日から原則 20 年間とする。電力供給開始日は、甲及び乙で協議し、決定する。

(供給場所)

第4条 乙は、施設で発電した太陽光発電由来の電気を環境調査研修所へ供給する。
発電場所 環境調査研修所本館屋上（埼玉県所沢市並木 3-3）

(計量及び検査)

第5条 乙は、原則として毎月末日の 24 時（以下「計量日」という。）に使用電力量を算定し、甲が指定する職員の検査を受けなければならない。

(契約保証金)

第6条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

(電気料金の請求及び支払い)

第7条 料金の算定は 1 月ごとに、その使用電力量等に別紙 1 で定める単価を乗ずることにより行う。

2 乙は、支払請求書を作成（円未満の端数切り捨て）し、対価の支払いを甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の規定により適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から

30日以内に乙に対価を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第8条 甲は、第7条の約定期間内に契約金額を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(燃料費等調整額)

第9条 各月の燃料費等調整額は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費等調整単価の算定緒元に準じる算定緒元により算出するものとし、基準燃料価格に上限を定める必要はないものとする。なお、燃料費等調整額には当該地域を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価を含むものとする。

(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金)

第10条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。

(事情変更)

第11条 甲及び乙は、本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、甲及び乙協議の上、本契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲及び乙協議の上書面により定めるものとする。

(契約の解除)

第12条 甲、乙が次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

一 天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと明らかに認められるとき。

二 正当な事由により解約を申し出たとき。

三 本契約の履行に関し、乙又はその従業員、使用人等に不正な行為があったとき。

四 前各号に定めるもののほか、本契約条項に違反し、又は、本契約の目的を達することができないと明らかに認められるとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 甲の承認を得ずに、合理的理由なく施設を継続して2か月以上使用しないとき。

二 前号に準ずる事由により、本契約を継続することが認めがたいとき。

三 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法

第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) であるとき

四 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

五 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

六 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

七 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

4 甲又は乙は、本契約を解除しない場合においても、原因当事者により被った損害を賠償請求することができるものとし、原因当事者は相手方に対し、速やかに賠償に応じるものとする。

(予算の減額又は削除に伴う特約)

第13条 この契約は会計法第29条の12の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、甲の歳出予算の当該金額について減額又は削除があったとき、甲は、この契約を変更又は解除することができるものとする。

2 乙は、前項に伴う解除により損失が生じたときは、甲にその損害を請求することができる。

(不可抗力)

第14条 本契約期間中に天災地変その他の不可抗力により本契約の全部又は一部の履行の不能又は遅延が生じた場合は、当該不可抗力事由により乙が太陽光発電事業を行うことができない合理的な期間に限って甲及び乙は本契約に基づく契約の免除を受けることができるものとする。また、甲又は乙は、当該期間が長期間に及び本契約の継続が困難となった場合は本契約を解除することができる。

(甲又は第三者に対する損害賠償義務)

第15条 乙は、運用上の問題、事故その他の事情により甲又は第三者に対して損害を被らせるおそれが生じた場合、速やかに甲に報告するものとする。

2 乙は、運用上の問題、事故その他の事情により甲又は第三者に対して損害を被らせたときは、その責任と費用負担において、通常かつ実際に発生した範囲での損害の補償その他の必要な措置を講ずるものとする。

(乙に対する損害賠償)

第16条 甲は、第12条の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(違約金等)

第17条

- 1 甲又は乙は、自らの責又は自らの都合により本契約を解除することとなった場合には、施設にて発電され甲へ供給される電気量に基づき算定される対価（第7条第1項と同義とする。）として甲から乙へ支払われた対価の、月額での平均の支払い額に、本契約の解除日から第3条に基づく契約期間終了日までの残月数を乗じて算定される金額を、相手方に対して違約金として支払う。ただし、相手方が当該解除により被った損害が当該違約金を超過する場合には当該超過額に関する該当者に対する損害賠償の請求を妨げない。
- 2 天災その他不可抗力の原因又は第12条第1項第2号の規定によらないで乙の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合は、乙は、当該日から契約期間満了までに係る予定使用小売電力量に第7条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額と契約電力に契約金額（基本料金単価）を乗じて得た額の合計額の100分の10に相当する金額を甲に支払わなければならない。
- 3 次に掲げる者が契約を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲等の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 四 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条

第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

5 乙が前二項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

6 第1項、第2項及び第3項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

第18条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(秘密の保全)

第19条 乙は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。

(関係法令順守義務)

第20条 甲及び乙は、関係法令及び需要場所を管轄する一般送配電事業者の定めた託送供給約款を遵守しなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第21条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第22条 この契約条項又はこの契約に定めのない事項について、紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名捺印の上、甲及び乙が各自1通を保有するものとする。

甲	住所 氏名	埼玉県所沢市並木 3 - 3 支出負担行為担当官 環境調査研修所庶務課長 岩山 政史 印
---	----------	--

乙	住所 氏名	
---	----------	--

(電力供給単価)

	電力供給単価 (1kWにつき)	消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 額	合 計
電力供給単価	円	円	円

(小売電力単価)

・ 基本料金

	基本料金単価 (1kWにつき)	消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 額	合 計
契約電力	円	円	円

・ 電力量料金

	従量料金単価 (1kWhにつき)	消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 額	合 計
夏季月 (7月～9月)	円	円	円
その他季月	円	円	円